



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 SBSホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 鎌田 正彦
(コード番号:2384 東証第一部)
問 い 合 せ 先 IR・広報部長 福岡 正洋
電 話 番 号 03-3829-2222(代表)

内部統制の体制整備に関する方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、内部統制の体制整備に関する方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

《 内部統制の体制整備に関する方針 》

当社および当社グループ会社は、「SBSグループの内部統制の基本方針」および「SBSグループ行動憲章」に定める経営理念と行動基準をグループ全体で共有し、これらの実効性確保のためにコンプライアンス体制およびリスク管理体制の構築・運用ならびに定款、その他社内諸規程の遵守をもって、グループにおける業務の適正化を図る。

1. 当社および当社グループ会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社および当社グループ会社は、「SBSグループコンプライアンス規程」に基づき、取締役および従業員に対して、法令および定款ならびに社内諸規程等の遵守を徹底する。また、コンプライアンスに関する会議等の活動を通して、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
 - (2)当社および当社グループ会社は、「取締役会規則」をはじめとする社内諸規程を整備し、取締役および従業員の行動や意思決定が、法令および定款に違反することのない体制とする。
 - (3)財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告の基本方針」に定める原則を適切に実行し、財務報告に係る内部統制の適正かつ効率的な体制を構築する。
 - (4)内部監査を担当する部署は、監査役と密接に連携を保ち、当社および当社グループ会社の業務監査にあたるものとする。業務監査において、重大な法令・定款違反、その他不当な事実を発見した場合には、当社の代表取締役および当該グループ会社の代表取締役に対し報告する。なお、緊急の事案に対しては、SBSグループコンプライアンス会議へ事実関係の調査勧告や監査役会に緊急の取締役会の招集等を提案する等、適切な対応を講ずるものとする。
 - (5)法令もしくは定款またはコンプライアンス違反に関して当社および当社グループの従業員等がその事実を知ったときは、内部通報制度に定める通報先へ通報する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）は、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」および「SBSグループ情報セキュリティポリシー」に従って保管および管理され、取締役および監査役は、業務上必要なときに閲覧・謄写できるものとする。
- (2)保存年限は、「文書管理規程」において定めるものとする。なお、法令により定められた保存年限があるものについては、それ以上の期間を保存期限として定めるものとする。

3. 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社および当社グループ会社は、「SBSグループリスク管理規程」に基づき、各社ごとに対応すべきリスクを洗い出してその対応策を立案、実施し、リスクによる損害や損失の予防と最小化を図る。また、グループのリスク管理に関する会議体を設置し、リスク対応策の進捗状況の確認や実施結果に対する評価・承認を行う。
- (2)当社は、物流品質の向上を目指してその専門部署を設置し、当社および当社グループ会社における自動車事故等の防止にあたるほか、国土交通省の「運輸安全マネジメント制度」に基づく安全管理体制を導入し、事故防止を推進する。また、物流業務の改善を通して安全性の向上に取り組む。
- (3)大地震等の危機管理対策としては、対応マニュアルに基づいて対策本部の設置ならびに各対策チームによる事業復旧への対応および事業継続に向けた活動を実施する。

4. 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社および当社グループは、「取締役会規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」をはじめとする社内諸規程に基づく意思決定のルールにより、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制をとる。
- (2)当社および当社グループ会社は、毎期初にそれぞれ当該事業年度の事業計画を策定する。また、月次の取締役会等でその進捗を評価し、緊急の対応や環境の変化にも即座に対応できる体制をとる。

5. 当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- (1)当社グループ会社は、自社の事業の経過、財産の状況およびその他の重要事項について、定期的に当社へ報告・情報共有をするものとする。
- (2)当社グループ会社が重要事項を行う場合には、その意思決定に際して、「関係会社管理規程」、その他関連規程に基づき、当社の担当部署に報告・協議を行うとともに、所定の決裁を受けるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、監査役の職務を補助するための監査役スタッフを選任するものとする。

7. 上記の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役スタッフの任命、人事評価および人事異動ならびに懲戒に関しては、監査役の意見を尊重し決定する。
- (2) 監査役スタッフへの指揮命令系統は監査役とし、監査役スタッフは、他の業務を兼務することができないものとする。

8. 当社および当社グループ会社の取締役等および従業員が当社の監査役に報告するための体制

- (1) 当社および当社グループ会社の取締役等および従業員は、法令もしくは定款またはコンプライアンスに違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える恐れのある事実を知ったときは、当該事実に関する事項を速やかに当社の監査役に報告する体制をとる。
- (2) 当社および当社グループ会社の取締役等および従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。

9. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記の報告をした取締役等および使用人に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしてはならないものとする。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、速やかに処理をするものとする。

11. 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会以外の重要な会議に出席することができるほか、各種の会議議事録、その他の文書を閲覧することができるものとする。
- (2) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換をするものとする。
- (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、緊密な連携を保つとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができるものとする。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的体制

当社および当社グループ会社は「SBSグループ行動憲章」ならびに「SBSグループ企業倫理規程」および「SBSグループ反社会的勢力対策規程」を遵守することにより、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。

以上